

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称) 大手町地区 D-1 街区計画」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東 京 都 知 事
舩 添 要 一

記

第 1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：三菱地所株式会社
代表者：取締役社長 杉山 博孝
所在地：東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称) 大手町地区 D-1 街区計画
種 類：高層建築物の新築
- 3 対象事業の所在地
東京都千代田区大手町二丁目 6 番の一部
東京都中央区八重洲一丁目 11 番の一部

第 2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

- 1 建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、二酸化窒素については環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。
- 2 駐車場の供用に伴う大気汚染の評価において、評価の指標とした環境基準は超えていないものの、排気口位置が地表付近に点在していることから、事後調査において、事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討すること。

【騒音・振動】

- 1 建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するものの、これらの数値が高く、また、計画地は日本を代表するビジネスセンターの玄関口である東京駅に面する場所であることから、建設機械の稼働に当たっては、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、騒音・振動の低減に努めること。
- 2 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、現状においても環境基準を超えている地点があることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、騒音の低減に努めること。

【風環境】

環境保全のため措置の中で、計画建築物の形状を工夫することにより風環境の軽減を図るとしているが、建設後の風環境評価が2領域悪化する地点があり、また、計画地内には多くの人が集う大規模広場を整備する計画があることから、更に良好な風環境を確保するように努めること。

【景観】

大規模なオープンスペースの整備や周辺街路樹と調和した植栽を行うことで、都市景観の新たなシンボルとして風格ある都市景観に寄与しているが、計画地は、東京都や千代田区の計画において、皇居の水や緑との調和を尊重し、風格ある新たな都市景観の形成を求められていることから、このことについて、今後、十分に検討し、必要に応じて分かりやすく説明すること。